

空き家バンク利用者の方への注意事項 (富里市)

○売買・賃貸共通事項

- ① 空き家バンクを利用した契約等には、富里市と協定を結ぶ一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部(以下「宅建協会」と言います)の会員の不動産事業者が仲介に入ります。
- ② 空き家バンクのサイトの間取りや敷地面積等の情報は現地調査や登記簿等の情報をもとに作成しているため、現状と異なっていることがあります。必ず契約時に条件等を再確認してください。
- ③ 契約後・契約の内容のトラブルについては、富里市役所では対応できません。

○売買の場合

- ① 購入時において仲介手数料が必要になります。※仲介手数料は法律に定められた範囲内になります。
- ② 瑕疵担保責任が付いている物件と付いていない物件があります。契約の際、必ず確認してください。※瑕疵担保責任とは、物件に簡単に発見できないような瑕疵(欠陥)があった時に売主が買主に対して負わなければいけない責任のこと。

○賃貸の場合

- ① 賃貸借の契約において、仲介手数料(家賃の1か月分+消費税)が必要になります。
- ② 通常は2年更新となり、その際に更新料がかかります。
また、定期借地契約という方法もあります。※金額は物件により異なりますが、家賃の1か月または0.5か月分です。
- ③ 保証会社に加入が必要となります。(場合によっては連帯保証人でも可能)
- ④ 雨漏りや配管のつまり、ガス給湯器等の修繕の区分をよく確認してください。
- ⑤ 物件に残置物(エアコン・照明その他)がある場合、契約時に条件を確認してください。
- ⑥ 家財保険等への加入をお願いしております。詳細については宅建協会の担当不動産事業者に確認してください。